

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個） 第 6 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報につき、不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、対象となる保有個人情報を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成 25 年 7 月 5 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「私が不審者とされた平成〇年〇月〇日〇〇で発生した事案情報管理番号〇〇 管轄警察署 〇〇警察署（以下「警察署」という。） この不審者情報の通報の情報 通報者 いつどこからの情報か だれがどこの部署が通報を受けたのか その通報が警察内部でどのような経路で情報が流れ、それらの関係書類 担当者などの情報」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 25 年 7 月 18 日、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 25 年 7 月 29 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び当審査会での意見陳述に代えて提出した陳述書で主張している審査請求理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が管理している犯罪発生マップに管理番号が振られているにもかかわらず、書類が存在しないはずはない。
- (2) 通報者の情報は事件の発端であり、この記録が存在しないなどあり得ない。事件が存在する以上、通報の記録はあるはずである。

- (3) 事件については、犯罪発生マップに登録し、メールマガジンにも登録し、その他関係機関にも情報を流している。これらの記録が存在しないとか、作成していないなどあり得ない。もしなければ、破棄した疑いがある。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の、理由説明書及び口頭による意見陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関が子どもや女性に対する誘拐事件及び性犯罪等の前兆事案を認知した場合、「子どもと女性を誘拐事件や性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）」（平成23年8月30日付け広安安第824号外）に基づき、「事案受理票」を作成するが、この事案受理票は、発生日時、発生場所、事案概要及び犯人像等について記載することになっている。

- 2 実施機関は、審査請求人が開示請求した「平成〇年〇月〇日〇〇で発生した事案情報管理番号〇〇」について、開示請求書に記載された事案発生日や管理番号等から平成〇年〇月〇日付け事案受理票（以下「本件事案受理票」という。）を特定したが、本件事案受理票は、審査請求人本人が識別され、又は識別され得る個人識別情報の記載はなく、審査請求人の自己情報に該当しなかった。

したがって、実施機関が、本件請求に対して本件処分を行ったことは妥当な判断である。

- 3 本件事案受理票は、警察本部安全安心推進課で受信し、管轄の警察署にも写しを送付している。

- 4 実施機関は、平成〇年〇月〇日、審査請求人から警察署に対して、警察のホームページの防犯情報に不審者として自分のことが出ているので消去してほしいとの要求があったため、同日付け相談簿（以下「別件相談簿」という。）を作成して対応していたが、対応の途中で、当該要求が、事実と異なることを書かれて不審者扱いされたという苦情に変わったため、平成〇年〇月〇日付け苦情処理票（以下「別件苦情処理票」という。）を作成した。

別件相談簿及び別件苦情処理票には審査請求人の氏名等が記載されているが、本件事案受理票には審査請求人の個人識別情報は全く記載されておらず、被疑者の特徴程度の情報しか記載されていない。本件事案受理票に記載されている事件の内容と別件相談簿及び別件苦情処理票の記載内容の類似性から、本件事案受理票の犯人とされているのが審査請求人であることを照合できる可能性はあるが、特定することは困難である。

- 5 別件相談簿及び別件苦情処理票は警察署の警務課（以下「警務課」という。）が所管しているが、本件事案受理票は警察署の生活安全課（以下「生活安全課」という。）が所管しているため、部門を超えて情報を共有して照合することは困難な状況にあった。
- 6 条例第6条第1項において、「個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関内において利用し(略)てはならない。」と規定されており、

別件相談簿及び別件苦情処理票を実施機関内の他の担当部署へ情報提供することは、同項の規定に反して、事務の目的以外の目的のために保有個人情報を利用することになる。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人の行為が不審者情報として実施機関のホームページやメール等に掲載された事案（以下「本件不審者事案」という。）について、通報者の情報、通報を受けた者の情報、通報情報が警察内部でどのような経路で流れたかなどの情報の開示を求めるものである。

なお、本件不審者事案に関しては、審査請求人がメール等の削除を求めた別件相談簿、警察の対応に不満を述べた別件苦情処理票などが作成されている。

諮問実施機関は、開示請求書に記載された事案発生日月日、管理番号等により本件事案受理票を特定したが、そこには審査請求人が識別され得る情報が記載されていないとして、本件処分を行ったため、以下、本件事案受理票が審査請求人の保有個人情報に該当するかどうかを検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第2条第2項では、「この条例において『個人情報』とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定されている。

(2) 当審査会において本件事案受理票を見分したところ、これには犯人とされる人物の氏名など審査請求人個人を特定できる情報は記載されておらず、本件事案受理票だけでは審査請求人を識別できないため、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうか争点となる。

(3) 当審査会は、審査請求人からの別の審査請求事案について審査しており、その審査過程で別件相談簿及び別件苦情処理票（以下「別件相談簿等」という。）を入手しており、当審査会においてこれらを見分したところ、別件相談簿等の記載内容は、本件事案受理票に記載された発生日時、場所、事案概要、犯人像等の情報とほぼ一致していることが認められたことから、これらの文書が同一の案件に関するものであることは、明らかである。

そして、別件相談簿等には審査請求人の氏名、住所等が明記されていることから、本件事案受理票は、別件相談簿等と照合することにより、審査請求人を識別することができると思われる。

(4) なお、諮問実施機関は、別件相談簿等は警務課が所管しているが、本件事案受理票は生活安全課が所管しているため、部門を超えて情報を共有して照合することは困難な状況にあったと主張している。

しかしながら、実施機関（担当部署は警務課）は、開示請求書に記載された事案発生年月日、管理番号等から本件事案受理票を「特定した」というのであるから、警務課は本件処分を行うに当たって、生活安全課から本件事案受理票を入手するなどして、本件事案受理票が本件請求の対象となる保有個人情報に該当するかどうかを検討していたことが推測される。また、当審査会で調査したところ、警務課は、審査請求人が本件請求と同日付けで行った別の自己情報開示請求の担当部署として、別件相談簿等を特定し、本件処分と同日付けで開示等の決定手続を行っている。

これらの事情を踏まえると、警務課は、本件事案受理票と別件相談簿等について、同時期に開示可否等を検討していたことがうかがわれるのであるから、これらについて「部門を超えて情報を共有して照合することは困難な状況にあった。」という諮問実施機関の主張は認められない。

- (5) さらに、諮問実施機関は、実施機関内の他の部署の文書と照合することが条例第6条に規定する利用制限に抵触する旨も主張している。

条例第6条の規定は、保有個人情報が本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させるため、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

しかしながら、上記(4)のとおり、警務課は本件事案受理票と別件相談簿等の両方を保有して開示可否を検討していたと推測されるのであるから、他の部署の文書と照合するという事態は生じなかったと考えられる。

また、仮に実施機関の他の部署の文書と照合することになるとしても、自己情報開示請求に対応するため、実施機関内の「他の情報」と照合することは、専ら開示請求者の利益になることであり、本人の権利侵害等をもたらすことになるとは想定できないのであるから、条例第6条の趣旨に反するものではない。

したがって、条例第6条が、実施機関内の「他の情報」と必要な範囲内で照合することを、保有個人情報の目的外利用に当たるとして禁じているとは考えられない。

- (6) 以上により、本件事案受理票は審査請求人の保有個人情報と認められるので、それを審査請求人の情報ではないという理由で不存在とした本件処分は妥当でなく、本件事案受理票を含めて対象となる保有個人情報を特定し、改めて開示可否を判断すべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 12	・ 諮問を受けた。
25. 9. 20	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 10. 17	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 10. 21	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 10. 22	・ 審査請求人から意見書を収受した。
25. 10. 23	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 4. 24 (平成 26 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 6. 19 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 24 (平成 26 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 28 (平成 26 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士